

貸借対照表

2022 年 12 月 31 日 現在

株式会社CAOS

(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
【 流 動 資 産 】	[115,177]	【 流 動 負 債 】	[15,043]
現金及び預金	107,198	買掛金	1,815
売掛金	7,356	未払金	2,097
仕掛品	373	未払法人税等	313
前払費用	240	未払消費税等	10,818
その他	7		
		負債合計	15,043
		(純 資 産 の 部)	
		【 株 主 資 本 】	[100,133]
		資本金	50,000
		資本剰余金	50,000
		資本準備金	50,000
		利益剰余金	133
		繰越利益剰余金	133
		純 資 産 合 計	100,133
資 産 合 計	115,177	負債・純資産合計	115,177

(注) 記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。

【 重要な会計方針 】

1. 資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

・ 仕掛品 個別法

2. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

（システム開発契約）

ロボットの制御システム、ペイメントシステム、その他システムの開発は、顧客との間でシステム開発の準委任契約を締結しております。主な履行義務は、一定期間内に定められた役務の提供を行う事であり、主に稼働に応じて履行義務が充足されるため、稼働実績に基づき収益を一定の期間にわたり認識する方法を適用しております。

【 会計方針の変更に関する注記 】

収益認識に関する会計基準等の適用

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第 29 号 2020 年 3 月 31 日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第 84 項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当事業年度の計算書類に与える影響はありません。また、繰越利益剰余金の当期首残高に与える影響はありません。

【 収益認識に関する注記 】

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報については、「【重要な会計方針】2 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

【 株主資本等変動計算書に関する注記 】

発行済株式の種類及び総数

株式の種類	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	- 株	2,000 株	- 株	2,000 株

【 当期純損益金額 】

当期純利益

133 千円